

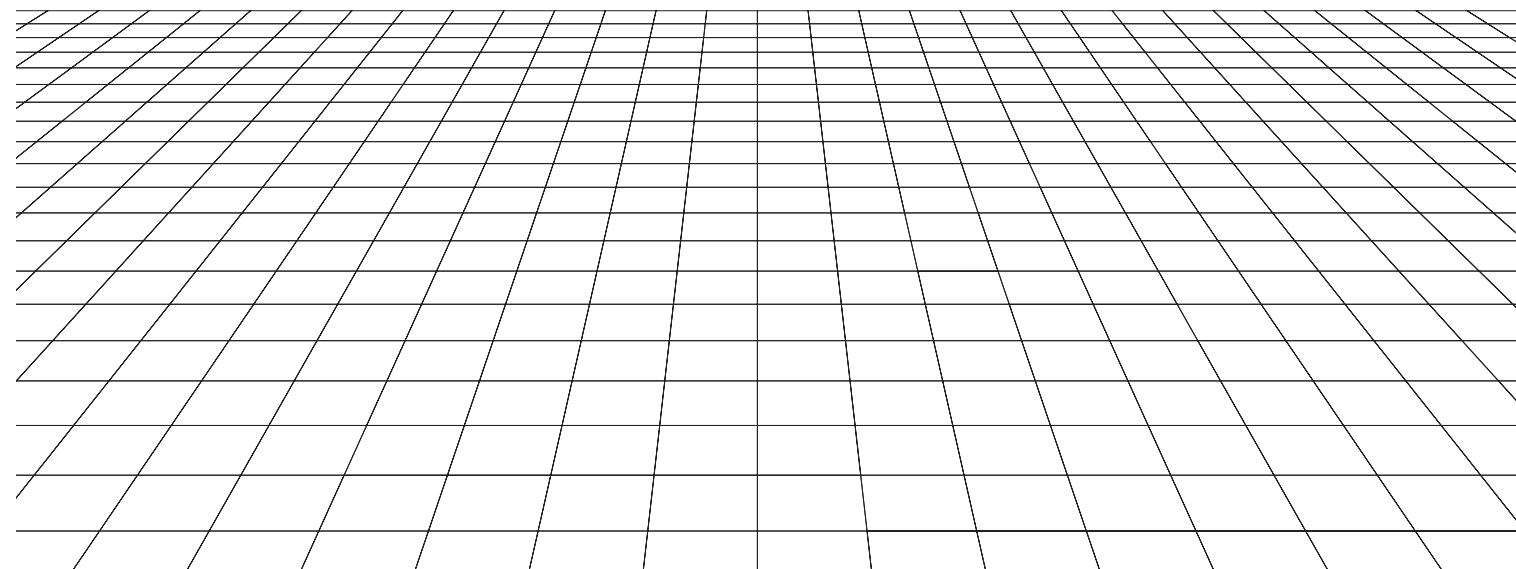
2 章

生活・環境の向上

基本目標

人と自然が共生し、
快適で安心して暮らせるまちづくり

- 1 自然と調和した快適で住みやすい環境の創出
- 2 資源の循環と廃棄物の適正処理の推進
- 3 地域の特性を活かした公園・緑地・水辺空間の整備
- 4 地域ぐるみの交通安全・防犯体制の充実
- 5 市民の生命・財産を守る防災・消防救急体制の強化
- 6 市民生活の向上と信頼される相談体制の充実



1

自然と調和した 快適で住みやすい環境の創出

施策1 環境保全体制の充実

施策2 環境保全意識の啓発・推進

施策3 公害の未然防止

施策4 美しい自然景観の保全

基本方針

環境基本計画や環境保全条例などにより、環境保全体制の充実を図ります。

身近なものから地球規模の環境問題まで、市民・事業者・行政が共に考え、協働します。

現状把握と必要に応じた指導・助言により、公害発生 of 未然防止に努めます。

市民と一体となって、美しい自然景観を保全していきます。

香取市の 現状

香取市は、北部に水郷の風情が漂う利根川や与田浦の周辺に水田地帯が、南部に山林と畑を中心とした緑豊かな丘陵が広がり、自然に恵まれたすばらしい環境を有しています。

しかし、近年市内においても、河川の水質汚濁、騒音や悪臭、地下水汚染など、市民の日常生活や企業活動に起因する、美しい自然環境を脅かすさまざまな問題が発生しています。また、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模での問題も生じてきています。

豊かな自然環境は市のかげがえのない財産です。市民一人ひとりがその存在に関心を持ち、保全していこうという強い意識を持つことが重要です。

対応 すべき 課題

- 日常生活に起因した環境問題の改善に向け、市民一人ひとりが生活スタイルや経済活動を環境への負荷の少ないものへ変えていく必要があります。
- 一部の地域では自然環境の荒廃や公害の発生が見られ、市民生活への影響を危惧する声が多数寄せられています。
- 市民が主体的に環境保全や環境学習に取り組めるよう、これまで以上に市民活動を活性化させていく必要があります。

施策1 環境保全体制の充実

市民の貴重な財産である豊かな自然を保全するため、物質的な豊かさだけの追求によって侵されることのないよう必要な規制を行うとともに、良好な環境保全の指針を策定し、推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
環境基本計画の策定・推進	地域環境保全の指針となる香取市環境基本計画を策定し、推進します。	環境安全課
環境保全条例等による指導	無秩序な開発による環境の破壊を防止するため、条例などにより必要な指導を行います。	環境安全課
地球温暖化防止対策の実施	香取市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を図ります。	環境安全課

施策2 環境保全意識の啓発・推進

環境に関心を持ち、主体的に活動する市民・事業者を育成するため、環境に関する情報を提供するとともに、市民・事業者の主体的な活動に対する支援や連携した事業展開を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
環境学習の推進	ビオトープ、水辺の楽校などを活用した環境学習の実施や子どもエコクラブ、星空観察会などの機会を拡充します。	環境安全課 生涯学習課
環境に関する情報の公開	現状の環境問題や監視測定結果等に関する「香取市環境白書」の作成などを通じて情報公開を積極的に行います。	環境安全課
市民参加型環境保全事業の展開	市民や事業者との協働による事業を展開するため、環境ボランティアのネットワーク化などを通じて、市民活動の活性化を図ります。	環境安全課
自然観察会の実施	市民の環境に関する意識の高揚を図るため、香取の自然探訪、ホタルや水生生物などの観察会を実施するとともに、そうした活動を行う団体を支援します。	環境安全課

施策3 公害の未然防止

生活環境及び自然環境の状況把握に努め、その結果を施策に反映させるとともに、必要に応じて事業者への指導・助言を行うことにより、公害の未然防止を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
監視測定の実施	測定機器の更新等を進め、水質、大気、振動、騒音などの監視測定を計画的に実施します。	環境安全課
関係機関との連携強化	公害の発生時には、必要に応じて国、県等関係機関との連携を図り、迅速な対策を講じます。	環境安全課

施策4 美しい自然景観の保全

市民の貴重な財産である美しい自然景観を次代に継承するため、景観に対する市民の意識を高めるとともに、景観の保全を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
景観法への取組み	豊かな景観資源を保全、整備していくため、景観法への取組みを検討します。	都市計画課
里山・里川保全への支援	里親制度の導入や関係機関との連携により、里山・里川の保全を推進します。	農政課 道路河川管理課 環境安全課
環境保護活動団体の支援・育成	環境保護団体の活動を支援することにより、環境ボランティア団体の育成を促進します。	環境安全課

設定目標

	設定指標名	現状値	目標値 (H24)
1	河川のBOD環境基準値達成率	46.0% (H19)	60.0%
2	環境保護ボランティア団体登録者数	220人 (H19)	400人
3	公害苦情申し立て数(事業所起因によるもの)	37件／年 (H18)	30件／年
4	里山・里川づくりの里親制度の導入件数	0件 (H19)	2件



環境学習

2

資源の循環と廃棄物の適正処理の推進

施策1 減量化・資源化の推進

施策2 不法投棄防止、廃棄物処理体制の整備

施策3 市民との協働による環境美化活動の推進

基本方針

廃棄物の減量化・資源化を推進し、循環型社会を構築します。

長期的な視点に立ち、広域的なごみ処理・リサイクル体制を整備します。

市民・事業者・行政との協働・連携により、地域の環境美化を進めます。

香取市の現状

近年、生活スタイルの変化などを背景として、ごみの排出量の増加、種類の多様化の傾向にあります。こうしたなか、廃棄物の排出抑制を図りながら再資源化を進める資源循環型社会の構築に取り組んでいます。

香取市では、廃棄物の適正な処理の推進とあわせて、市民に対してごみの減量化と資源化の啓発に努めてきました。ごみ問題に対する市民の意識は高まりつつあります。

廃棄物の処理は、平成19年4月現在、佐原区と栗源区は香取広域市町村圏事務組合、小見川区と山田区は香取市東庄町清掃組合と、それぞれの組織により異なる方式で実施されており、合併後の行政サービスの統一はまだ行われていません。

対応すべき課題

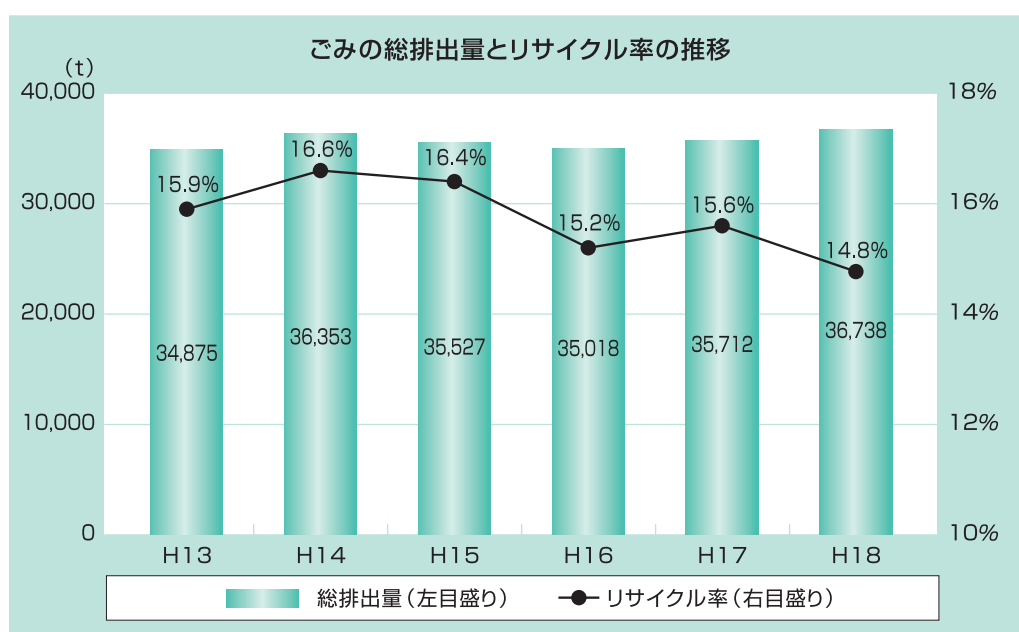
- すべての人が廃棄物の削減に努める3R（発生抑制、再使用、再生利用）の意識を高め、市民意識を喚起し、市民協働により取り組む必要があります。
- ごみ処理の方法や体制などの行政サービスの円滑な統一、長期的視点に立った処理施設の整備が求められています。
- ごみ問題に対する市民の意識が高まる一方で、依然として排出ルールが守られない集積所、道路などへのポイ捨て、不法投棄などが見受けられます。

施策1 減量化・資源化の推進

資源循環型社会の構築に向け、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するとともに、減量化・資源化を進める団体の活動を支援します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
「もったいない」運動の展開	「もったいない」をキーワードに、循環型社会形成のための取組みを進めます。	環境安全課
マイバッグ運動等の推進	マイバッグ運動やマイ箸運動をととして、廃棄物の発生抑制を図ります。	環境安全課
減量化、資源化に対する助成	資源物集団回収団体への助成や生ごみ処理機等の設置助成により、減量化・資源化を推進します。	環境安全課
再資源化施設の整備	資源の再資源化を推進するため、資源物のストックヤードを設置するとともに、リサイクル施設の設置を検討します。	環境安全課
不用品リサイクル情報の提供	不用品の再使用を促進するため、不用品情報の提供を充実させていきます。	環境安全課



施策2 不法投棄防止、廃棄物処理体制の整備

社会環境の変化に対応した廃棄物処理体制を構築するため、その指針となる一般廃棄物処理計画を策定し、広域的な廃棄物処理体制を確立するとともに、長期的な見地からの施設管理、施設設置を検討し、効率的で質の高い廃棄物処理システムを整備します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
一般廃棄物処理計画の策定・推進	一般廃棄物処理の基本となる計画を策定し、今後の施策の指針とします。	環境安全課
ごみ処理方法の統一	ごみの分別方法、排出方法、収集方法・頻度、ごみ処理負担についての統一を行います。	環境安全課
廃棄物処理体制の統合	一般廃棄物（ごみ・し尿）処理体制の広域化を図るとともに、今後の処理施設の方向性について検討します。	環境安全課
排出マナーの向上	清掃指導による個別指導を強化することにより、ごみの排出マナーの向上を図ります。	環境安全課
不法投棄防止施策の推進	廃棄物の適切な処理に対する信頼を損なう不法投棄の防止を図るため、監視パトロール業務を強化します。	環境安全課

施策3 市民との協働による環境美化活動の推進

市民・事業者との協力体制や役割分担を明確にし、連携・協働により地域の環境美化活動を推進するとともに、環境美化条例によりポイ捨て防止や空き地の適正な管理を進めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
地域環境美化活動の推進	「ごみゼロ運動」などの美化活動を通じて、地域の環境美化活動を推進します。	環境安全課
環境美化条例の遵守	環境美化条例に基づき、ポイ捨てごみの散乱防止、空き地の管理などの徹底を図ります。	環境安全課

設定目標

	設定指標名	現状値	目標値 (H24)
1	市民1人あたりのごみ排出量	1,102g／日 (H18)	1,000g／日
2	リサイクル率	14.8% (H18)	18.0%
3	資源回収実施団体数	42団体 (H19)	50団体

産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言（平成19年12月21日宣言）

香取市は地下水を汚染し、市の豊かな自然環境を破壊するおそれのある産業廃棄物最終処分場の設置に反対し、市の住みよい環境と緑を守り、快適で健康なまちづくりに努めることを宣言します。



環境美化活動

3

地域の特性を活かした 公園・緑地・水辺空間の整備

施策1 公園・緑地の整備

施策2 親しみやすい河川環境の整備

施策3 市民主体の緑化の推進

基本方針

身近な公園、地域の自然を活かした公園・緑地の整備を推進します。

交流の場として河川周辺や森林、里山などに特色ある親緑・親水空間の創出を図ります。

市民参加による緑化活動・里山保全運動を推進します。

香取市の 現状

公園は市民の憩いの場であるとともに、観光客も含めての交流拠点、災害発生時の避難場所など、さまざまな機能を持ち、快適な市民生活に欠かせない空間といえます。

香取市には都市公園が46か所（44.25ha）、市民公園が3か所（6.34ha）あり、市民1人あたり公園面積は約5.8㎡となっています。

大規模な公園としては、佐原河川敷緑地、小見川河川敷運動公園、城山公園、くろべ運動公園などがありますが、河川敷緑地や河川敷運動公園については、河川区域内にあるため施設充実が難しい状況です。山田区では約12haに及ぶ公園・緑地・水辺空間を整備する「牧野の森整備事業」が進められています。

また、利根川周辺には水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園が広がり、市街地周辺には風致地区があり、良好な緑地空間を形成しています。

香取市には利根川、黒部川など数多くの河川があり、河川の実在は市の大きな特徴となっています。特に小野川は魅力的な整備が施され、多くの観光客を集めています。市では、このような河川を活用した水辺空間の整備を推進しています。

対応 すべき 課題

- 市民1人あたり公園面積が、都市公園の標準面積10㎡と比較して約6割であるため、都市公園をはじめとした各種公園の整備が求められています。
- 市内の豊かな緑の空間である山林は、高齢化や後継者不足、不法投棄の増加などにより荒廃が進んでいます。また、農地については、遊休農地が増えています。

施策1 公園・緑地の整備

市民が利用しやすいような公園の適正な配置と整備を図るため、水・緑・花などのテーマ性を持った公園や、街区公園、ポケットパークなどの整備を推進するとともに、公共公益施設については、市民に親しまれやすい緑化整備を進めます。また、遊歩道、サイクリング道、舟運での回遊などによる水と緑のネットワークの形成を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
緑の基本計画の策定・推進	緑地保全と緑化推進の指針として、緑の基本計画を策定し、その推進を図ります。	都市計画課
身近な公園施設の整備・維持管理	既存の公園施設の整備充実、良好な維持管理に努めます。	都市計画課
「牧野の森」の整備	牧野の森整備構想の中核となる橘ふれあい公園の拡充を図るとともに、里山・桜の里づくりを推進し、自然体験などのできる交流拠点を整備します。	都市計画課 農政課
水辺を活用した新たな公園の整備	利根川区域北部、与田浦周辺、黒部川周辺地区など、水辺を活用した公園の整備を検討します。	都市計画課
自然公園・風致地区の保全	水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園、風致地区など、美しい自然景観の保全を図ります。	都市計画課
公共空間の緑化の推進	公共施設の緑化指針の設定などにより、公共空間の積極的な緑化を推進します。	都市計画課



橘ふれあい公園

施策2 親しみやすい河川環境の整備

自然環境に配慮しながら、小野川、十間川などの河川等の整備を関係機関とともに推進し、市民が親しみやすい水辺空間を創出します。また、市民主体による河川の浄化活動を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
小野川ふるさと川づくりの推進	県の小野川河川環境整備事業等を促進し、水辺空間としての小野川の魅力の向上を図ります。	都市計画課
親水緑道等の整備	市街地の歩行者ネットワークの一部として、十間川親水緑道の整備を全川にわたって推進します。また、全国疏水百選に選定された両総用水第一導水路に親水施設の設置を検討します。	建設課 農政課 都市計画課
黒部川を活かしたまちづくりの検討	ワークショップの開催等をとおして、市民とともに黒部川を活かした小見川地区市街地のまちづくりを検討します。	都市計画課
川をきれいにする運動の推進	河川清掃や河川浄化に寄与する河川愛護団体等の活動を支援します。	環境安全課 道路河川管理課 都市計画課
利根川湿地環境の整備促進	水辺景観や自然環境を活かして湿地環境を復元し、水辺体験・環境学習の場として保全活用できるよう、国と協力して整備促進を図ります。	市街地整備課



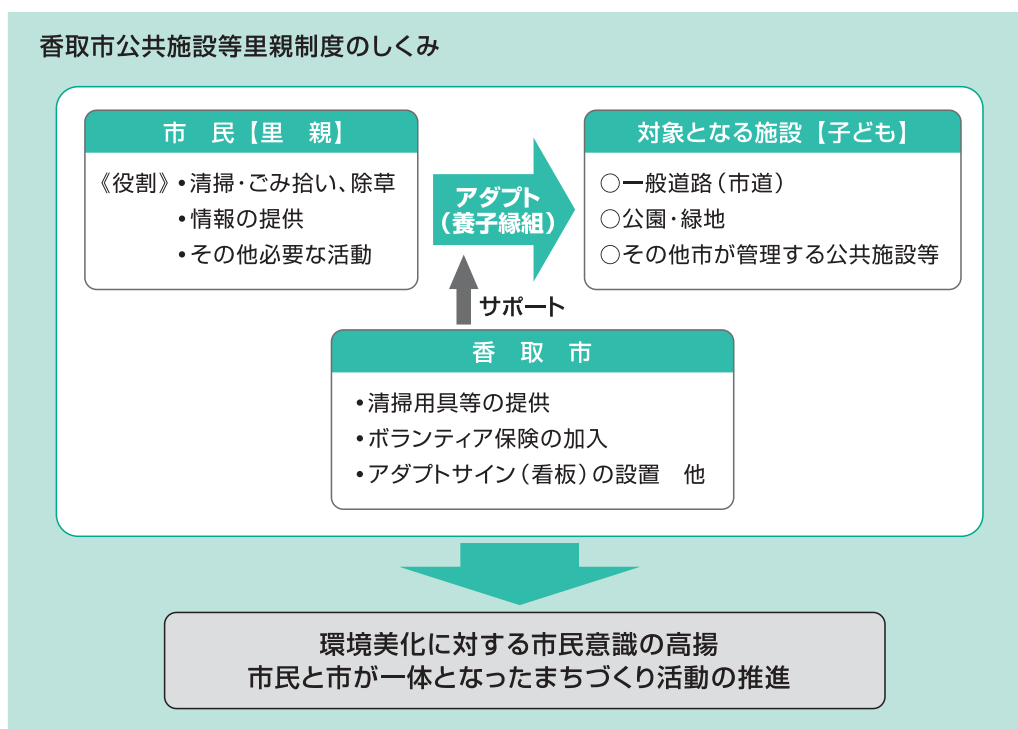
黒部川イルミネーション

施策3 市民主体の緑化の推進

行政のみによる公園・緑地の維持管理の実施が難しくなっているなか、里親制度など市民参加型の仕組みの周知を図り、市民による主体的な公園や緑地の整備活動を推進していきます。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
市民緑地制度の推進	市民緑地制度の活用を検討し、市民との協働による推進を図ります。	都市計画課
公園施設の里親制度の導入	市民による主体的な公園の整備を図るため、公園施設等の里親制度の導入を推進します。	都市計画課



設定目標

	設定指標名	現状値	目標値 (H24)
1	市民1人あたりの公園面積	5.8㎡ (H19)	5.9㎡
2	公園施設の里親制度の導入件数	0件 (H19)	2件

4

地域ぐるみの 交通安全・防犯体制の充実

施策1 交通安全、防犯意識の啓発

施策2 交通安全、防犯施設の整備

施策3 交通事故被害者等への支援の充実

基本方針

市民の交通安全と防犯に関する意識の高揚を図ります。

交通安全、防犯のための施設・設備の整備を推進します。

交通事故被害者への支援により、福祉の増進を図ります。

香取市の 現状

香取市は香取警察署の管内にあり、現在市内には香取警察署のほか、小見川幹部交番、佐原駅前交番及び16か所の駐在所が設置されています。

市内では交通安全協会による交通安全対策のさまざまな取り組みが行われています。平成18年の交通事故発生件数は450件で、最近この件数は減少傾向にあります。今後の交通事故の発生防止のためには、カーブミラーなどの必要な施設の整備を進めるとともに、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高めていく必要があります。

香取市の平成18年の刑法犯認知件数は976件で、前年比で371件減少し、平成14年以降、減少傾向にあります。市内では、防犯協会による活動のほか、地域のボランティアによる防犯パトロール活動なども積極的に行われています。

対応 すべき 課題

- 市民の交通安全・防犯意識を高めていく必要があります。特に子どもや高齢者の交通安全意識の高揚を図ることが重要です。
- 市民による自発的な防犯パトロール活動と行政による活動、相互の連携を図ることで、効果を高めていく必要があります。
- 交通安全対策施設や防犯設備の整備をさらに進めていく必要があります。

施策1 交通安全、防犯意識の啓発

市民が主体的に取り組む交通安全運動や防犯活動と連携することにより、市民の交通安全思想、防犯意識の高揚を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
関係団体の活動の支援	交通安全協会や防犯組合などによる交通安全活動、防犯活動の支援を行い、団体の育成を図ります。	環境安全課
交通安全運動の推進	各種イベントや活動をととして交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の減少を図ります。	環境安全課
交通安全教育の推進	園児、小中学生や高齢者に対する交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員による交通安全教育・指導活動を充実させていきます。	環境安全課
地域との連携による防犯パトロール活動の推進	ボランティア団体などと連携した防犯パトロール活動を通じて、自主防犯意識を啓発します。	環境安全課



防犯パトロール活動

施策2 交通安全、防犯施設の整備

交通事故発生件数及び刑法犯認知件数のさらなる減少に向けて、カーブミラー、路面表示、防犯灯など、交通安全施設及び防犯設備の整備を推進します。

【主要事業】

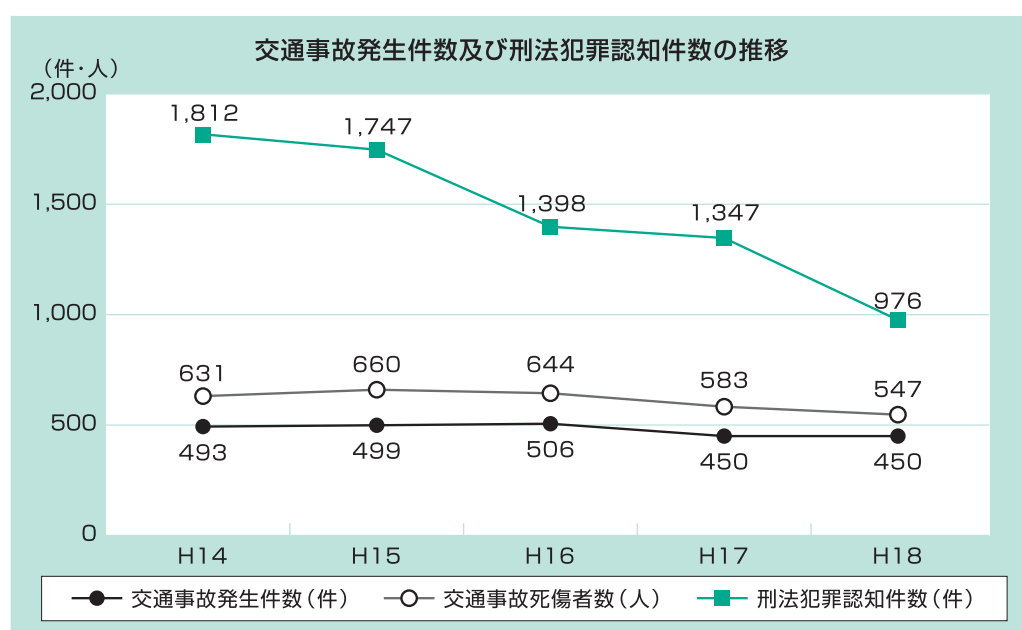
事業名	事業の内容	担当課
交通安全施設の整備	カーブミラーの設置・修繕、路面標示の設置を推進し、交通事故の減少を図ります。	環境安全課
防犯灯の設置推進	防犯灯の設置を推進し、犯罪の未然防止を図ります。	環境安全課

施策3 交通事故被害者等への支援の充実

交通事故被害者等が交通事故により負った経済的な負担を軽減するため、交通事故被害者等に対する経済的支援を充実します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
交通遺児手当給付の実施	交通遺児の健全な育成を図るため、交通遺児手当の支給を実施します。	環境安全課
交通事故巡回相談窓口の開設	千葉県交通事故相談所が行う巡回相談窓口を開設します。	環境安全課



資料:千葉県警察犯罪統計

設定目標

	設定指標名	現状値	目標値 (H24)
1	交通事故発生件数	450件／年 (H18)	減少
2	刑法犯罪認知件数	946件／年 (H18)	減少

交通安全都市宣言 (平成19年12月21日宣言)

交通事故のない、安全で住みよい地域社会を実現することは、市民すべての願いです。
交通事故をなくすためには、交通安全意識の高揚を図り、交通環境の改善に努めるとともに、市民一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践することが大切です。
私たち香取市民は、交通事故のないまちの実現をめざし、ここに「交通安全都市」を宣言します。

安全安心都市宣言 (平成19年12月21日宣言)

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会を実現することは、市民すべての願いです。
私たち香取市民は、一人ひとりが自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持ち、地域が一丸となって、安全で安心して暮らせるまちづくりを決意し、ここに「安全安心都市」を宣言します。

5

市民の生命・財産を守る 防災・消防救急体制の強化

施策1 地域防災体制の整備

施策2 消防・救急体制の充実

施策3 自然災害対策の推進

施策4 危機管理体制の構築

基本方針

災害に強く、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、総合的な地域防災体制を確立します。

消防力の維持・強化を図るとともに、救急体制の一層の充実を図ります。

風水害、土砂災害などの自然災害への対策を推進します。

さまざまな危機に際して、迅速かつ的確に対応できる管理体制を構築します。

香取市の 現状

住民の相互扶助意識の希薄化、災害時要援護者といわれる高齢者等の増加など、災害への対応力の低下が懸念されているなか、行政による防災対策の重要性は高まっています。

そのようななか、香取市では新市としての地域防災計画を平成20年度策定に向け取り組んでおり、その間は暫定の応急マニュアルのもと対応しています。また、防災行政無線は、それぞれ旧市町の周波数により運用を行っており、平成24年度の統合・運用に向け取り組んでいます。

常備消防は、香取市、東庄町、多古町の1市2町で組織される一部事務組合が所掌し、市域は佐原消防署、小見川消防署などを中心とした体制が構築されていますが、平成18年に国から「市町村の消防の広域化に関する基本方針」が示され、さらなる広域化が求められています。一方、市内には6支団19分団128部の消防団が組織され、常備消防との協力体制が整備されています。

対応 すべき 課題

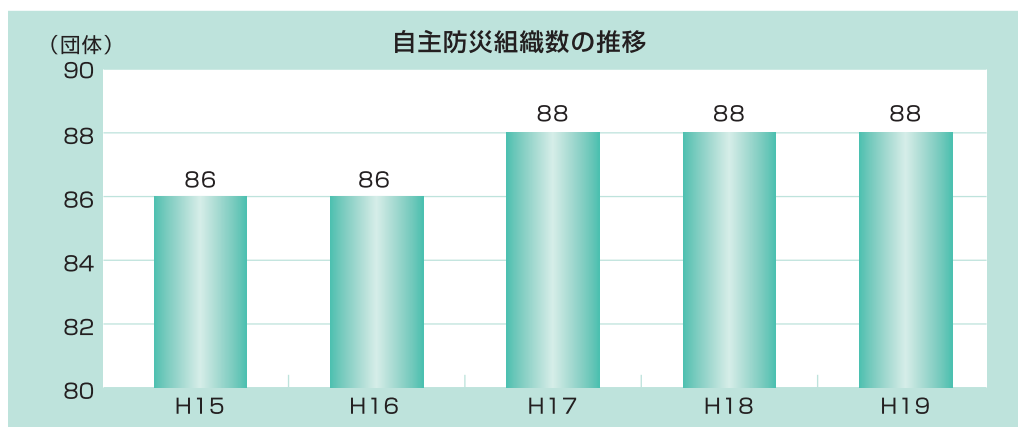
- 市民の防災意識を高め、市として一体的な地域防災体制の整備が必要です。
- 防災情報の一斉放送ができない状況にあり、市全域に対応した防災行政無線体制を構築する必要があります。
- 災害発生時の防災拠点となる佐原消防署の老朽化が著しく、長期的な視点に立った施設整備が求められています。
- 地域における連帯感の薄れ、サラリーマンの増加や少子化の進展により、近年では消防団員の確保が困難になってきています。
- 大規模地震や風水害など自然災害がひとたび発生した際、その被害を最小限に食い止めるような対策が求められています。

施策1 地域防災体制の整備

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画を策定し、防災関係機関との連携のもと、統合的な防災体制を整備します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
地域防災計画の策定・推進	災害対策の指針となる地域防災計画を策定し、防災資機材の備蓄確保など、計画に基づき各種事業を推進します。	総務課
市民の防災意識の高揚	「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち防災活動を行えるよう、市広報紙への情報掲載や防災訓練への参加促進などにより、防災意識の高揚を図ります。	総務課
自主防災組織の育成	地域住民による自発的かつ組織的な活動を行う自主防災組織の育成整備と既存組織の充実・強化を促進します。	総務課
災害時要援護者の救済体制の整備	災害時要援護者の救済体制に関するマニュアルを策定し、地域住民の相互協力による支援体制を整備します。	総務課 社会福祉課
防災行政無線システムの統合	災害時において、市全域に必要な情報を迅速に伝達できるよう、平成24年度までに防災行政無線システムを統合し、その運用を図ります。	総務課
武力攻撃事態等における市民の保護	国民保護計画に基づくマニュアルを作成し、防災関係機関との連携を図りながら、市民を保護する体制の充実を図ります。	総務課



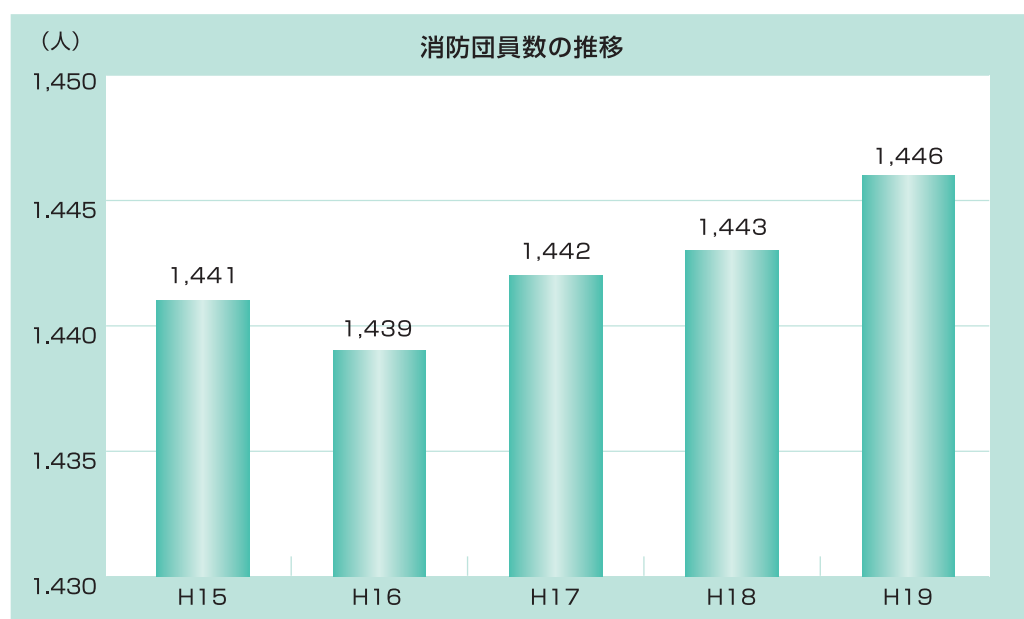
資料:総務課

施策2 消防・救急体制の充実

迅速かつ的確な消防・救急活動が実施できるよう、中核的存在である消防機関の施設・設備の整備を促進するとともに、消防団員の確保により消防力の維持・強化を図り、市民生活の安全を確保します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
消防庁舎の整備	市の中核的な消防機関として、佐原消防署庁舎を整備します。	総務課
消防力の強化	防火水槽、消防ポンプなどの整備を進め、地域の消防力の強化を図ります。	総務課
消防団員の確保	消防団員の定数(1,454人)を確保し、地域防災体制の充実を図ります。	総務課
AED (自動体外式除細動器)の 設置、応急措置の普及	公共施設、スポーツ施設等への設置を促進するとともに、講習などにより緊急時に活用できる体制を整備します。	総務課
常備消防の広域再編	県の消防広域化推進計画に基づき、常備消防体制の広域的な再編を進めていきます。	総務課



資料:香取広域市町村圏事務組合

施策3 自然災害対策の推進

市民の安全・安心を確保するため、自然災害に対する砂防、災害対策施設の整備と河川の改修を推進するとともに、関係機関と連携した洪水による水害の警戒、防御、被害の軽減を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
水防活動体制の充実	水防計画に基づき、災害時の体制の周知、訓練の実施などの水防事業を実施します。	道路河川管理課
急傾斜地・土砂災害対策の推進	急傾斜地の法面崩壊対策及び被災した公共土木施設の原形復旧事業を実施します。また、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制を整備します。	道路河川管理課 総務課
河川の維持管理の推進	災害に備え、河川及び排水ポンプ場と水門樋管の維持管理業務を定期的実施します。	道路河川管理課
河川及び地域排水整備計画の策定・推進	河川及び地域排水整備計画を策定し、計画的に整備します。	建設課
河川新設改良の実施	河川及び地域排水整備計画に基づき、準用河川、普通河川(法定外水路)の改修を推進します。	建設課

施策4 危機管理体制の構築

大規模地震や風水害などの自然災害等の発生時において、迅速かつ的確な初動体制をとるための危機管理体制を構築します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
危機管理マニュアルの充実	大規模地震や風水害などによる自然災害への対応をはじめ、ライフライン関連や感染症の発生など、各分野における危機管理マニュアルを整備します。	総務課 関係各課

設定目標

	設定指標名	現状値	目標値(H24)
1	自主防災組織数	88組織 (H19)	98組織
2	消防団員数	1,446人 (H19)	1,454人
3	AEDの設置か所数	4か所 (H19)	37か所

6

市民生活の向上と 信頼される相談体制の充実

施策1 消費者行政の推進

施策2 ワンストップ市民相談体制の確立

基本方針

消費生活のなかで市民を保護するとともに、消費者としての自立を支援します。

市民が安心して相談できる、ワンストップ市民相談体制を整備します。

香取市の 現状

近年、巧妙化する悪質商法やインターネット販売などによる消費者トラブル、日常生活で使用している身近な製品による事故などが数多く発生しています。一人ひとりの市民が、こうした場面に遭遇した際に的確に対応できる、自立した消費者となることで、市民生活の質の向上が期待されます。

香取市では、市民が安心して相談ができるように相談窓口を設置しており、平成18年度は市民相談が400件、消費生活相談が334件寄せられました。相談の件数は減少の傾向にありますが、最近では悪質な訪問販売や消費者金融などに関する相談が目立ってきています。

対応 すべき 課題

- 悪質商法による消費者トラブルの大半は高齢者であり、今後さらに高齢化が進展するなか、高齢者自らが自立した消費者になるよう消費者教育の充実が求められています。
- 消費者行政に総合的に対応するための消費生活センターの設置が求められています。
- 相談内容が複雑かつ高度化するなか、市の相談受付体制の一元化が図られていないため、市民が安心して相談できる体制整備が求められています。

施策1 消費者行政の推進

自立した消費者を育成するため、消費者教育や消費生活講座などを通じて知識の向上を図るとともに、消費者団体の育成を進めます。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
消費生活センターの 設立と体制の充実	消費者教育や啓発活動、消費生活相談の充実を図るため、消費生活センターを設置し、その機能を強化します。	商工観光課 市民活動推進課
消費者の自立支援	消費生活講座、消費生活展の開催などを通じて知識の向上を図り、自立する消費者を育成します。	商工観光課
消費者団体の育成と 活動支援	消費者が自らの自立を目指すための活動を行う全市的な団体を育成し、その活動を支援します。	商工観光課

施策2 ワンストップ市民相談体制の確立

市民が抱える各種市民相談に対して迅速な対応を図るため、市民が安心して相談できるワンストップサービス体制を整備します。

【主要事業】

事業名	事業の内容	担当課
市民相談体制の充実	ワンストップサービスによる、利便性の高い市民相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課
無料法律相談の実施	市民のニーズが高い無料法律相談を、予約制により定期的に実施します。	市民活動推進課
行政相談等の実施	定期的に行政相談等を行うとともに、相談体制を推進するため、普及啓発活動を行います。	市民活動推進課

設定目標

	設定指標名	現状値	目標値 (H24)
1	消費生活相談の対応日数	週1回 (H19)	週4回
2	無料法律相談の実施日数	月2回 (H19)	月3回